

今治地域特有の文化・自然を活用した国際的文化コンテンツ創出業務
公募型プロポーザル基準仕様書

1 業務目的

令和8年度「日本博による地域固有文化コンテンツ創出補助事業」の趣旨を踏まえ、今治市が有する歴史、文化、伝統産業、自然、温泉、食、映画、国際的イベント等の多様な地域資源を活用し、訪日外国人旅行者が今治ならではの日本文化の魅力を深く理解し、楽しむことのできる文化体験コンテンツを創出することを目的とする。

また、単なる観光地の周遊にとどまらず、夜間・早朝等の時間帯の活用、異分野との連携、デジタル技術等の新たな手法の導入などにより、インバウンドの今治市への誘客、滞在時間の延長及び消費額の拡大につなげるとともに、造成した文化体験コンテンツについて、実証・検証・磨き上げを行い、販売可能な旅行商品としての市場性を高め、海外への情報発信や旅行会社等への販路開拓を通じて、委託期間終了後も継続的に運営・販売できる事業モデルの構築を目指すものとする。

2 業務の基本方針

受託者は、次の事項を基本方針として業務を実施すること。

- (1) 日本博の基本コンセプトである「日本の美と心」を踏まえ、今治固有の文化資源の本質的な価値を外国人旅行者に分かりやすく伝えるコンテンツとすること。
- (2) 単なる観光施設等の訪問にとどまらず、文化的背景や歴史、地域の暮らし、精神性等を体験・理解できるコンテンツとすること。
- (3) 訪日外国人旅行者のニーズ、旅行形態、国・地域、訪日経験等を踏まえ、ターゲットを明確にしたコンテンツ造成を行うこと。
- (4) 造成したコンテンツは、実際に販売可能な旅行商品として商品設計、価格設定、販売方法等を整理すること。
- (5) 多言語対応、キャッシュレス決済、オンライン販売等、訪日外国人旅行者が参加しやすい受入環境を整備すること。
- (6) SNS、Web、旅行メディア等を活用した海外向け情報発信を行うなど、具体的な販路形成につなげること。
- (7) 海外インフルエンサー等を招請し、造成した文化体験コンテンツを実際に体験してもらう機会を設けるなど、体験を通じた実証・検証を行うとともに、参加者によるSNS、Web、メディア等を活用した情報発信につなげ、商品の磨き上げ及び海外における誘客・販路形成につなげること。
- (8) 委託期間終了後も継続的に販売・運営できる収益性及び実施体制を構築すること。

3 業務内容

(1) 文化体験コンテンツの企画・造成

今治文化観光創造プロジェクトチームが設定する以下の4つのテーマについて、訪日外国人旅行者向けの文化体験コンテンツを企画・造成すること。

① 鈍川温泉「癒し」と「祈り」の文化体験

鈍川温泉を核として、日本の温泉文化、入浴文化、浴衣・着物、茶文化、今治タオル等の地域産業、地域の信仰・祈り等を組み合わせた文化体験コンテンツを造成すること。

また、温泉街の散策、ライトアップ、神主等による文化解説、源泉に関する体験、VTuber等を活用した文化解説・情報発信、玉川近代美術館との連携による夜間鑑賞等、温泉・伝統文化・アート・デジタルコンテンツ等を組み合わせた新たな体験価値の創出を図ること。

文化解説動画等については、外国人旅行者が日本の温泉文化や地域の歴史・文化を楽しみながら理解できるコンテンツとして制作・活用するとともに、SNS等を通じた情報発信による誘客につなげること。

② 日本遺産「村上海賊」海と人の物語ツアー

日本遺産「村上海賊」を核として、地域通訳案内士等の専門人材を、文化的背景を深く理解し説明できるガイドツアーとして活用し、村上海賊ミュージアム、潮流クルーズ、亀老山展望公園、瀬戸内の海・船の文化、港町としての今治の歴史・文化等を組み合わせた文化体験コンテンツを造成すること。

また、瀬戸内の独自の地勢と、そこに育まれた海・船・人の関係性や「村上海賊」の歴史を外国人旅行者が理解できるストーリーを構築するとともに、亀老山展望公園等における夜間体験、今治市中心市街地における食文化・地域の社交文化等との組合せなど、夜間の滞在時間及び消費額の拡大につながる商品設計を行うこと。

③ 映画『汝、星のごとく』を活用した文化体験コンテンツ

今治市を舞台とする映画『汝、星のごとく』を文化コンテンツとして活用し、映画のロケ地や作品の背景にある瀬戸内の暮らし、地域文化、家族観等を体感できる文化体験コンテンツを造成すること。

本作品は、台湾・韓国を含む海外での展開が予定されていることから、特に台湾・韓国等の海外の映画ファン及び日本文化に関心を有する旅行者をターゲットとして、SNS等を活用した情報発信・キャンペーン等を実施するとともに、映画を契機とした今治市への誘客につながる商品設計を行うこと。

大島、伯方、大三島、今治市街地等のロケ地を巡るだけでなく、作品に描かれた瀬戸内の風景や人々の暮らしや、地域の文化、家族観等を地域通訳案内士等による解説を通じて

深く理解できるストーリー性のあるコンテンツとすること。また、今治地方観光協会と連携し、ロケ地マップ等を活用するとともに名シーン再現スポット、限定フォトスポット等、映画の世界観を実際に体感できる仕掛けを検討すること。

なお、映画関係者、権利者等との調整が必要となる場合は、必要な許諾等を適切に取得した上で実施すること。

④国際的イベント・大会と連動した「モルック×日本文化」体験

今治市で開催される国際的なモルック大会等を契機として、海外から訪れる参加者等を対象に、今治の歴史、文化、伝統産業、建築、温泉、食、地域芸能等を体験できる文化エクスカージョンを造成すること。

また、モルックと今治タオル、造船、地酒、水軍太鼓等、今治を代表する地域資源との新たな組合せを構築するとともに、国際大会参加者を地域内へ誘導し、宿泊、飲食、観光消費につなげる仕組みを構築すること。

今後開催される国際的なスポーツ大会、MICE 等への横展開を見据え、国際的なイベントと地域文化を組み合わせた持続可能な誘客モデルとして構築すること。

なお、地域通訳案内士等の専門人材を積極的に活用すること。

(2) 商品設計・販売環境の整備

造成した文化体験コンテンツについて、実際に販売可能な旅行商品として成立させるため、以下の事項を実施すること。

- ① ターゲットとなる国・地域及び旅行者層の設定
- ② 商品名称、コンセプト及びストーリーの設定
- ③ 標準的な行程及び所要時間の設定
- ④ 販売価格及び料金体系の設定
- ⑤ 最少催行人数、定員、予約方法等の設定
- ⑥ オンライン予約・販売環境の整備
- ⑦ 多言語対応及び外国人旅行者向けの利用案内の整備
- ⑧ キャッシュレス決済等の導入・活用
- ⑨ 旅行会社、OTA、宿泊施設、交通事業者等との連携による販売体制の構築
- ⑩ その他、販売促進及び継続的な運営に必要な事項

(3) 多言語対応

造成した文化体験コンテンツについて、訪日外国人旅行者が文化的背景を十分に理解できるよう、単なる翻訳にとどまらない多言語対応を行うこと。

具体的には、ターゲット市場を踏まえ、英語等による以下のコンテンツを必要に応じて

制作すること。

- ・商品紹介資料
- ・Web ページ及び予約ページ
- ・リーフレット
- ・文化解説資料
- ・音声ガイド
- ・動画コンテンツ
- ・現地案内サイン
- ・ガイド用マニュアル
- ・その他必要な多言語素材

（４）海外インフルエンサー等招請による体験・検証・情報発信

造成した文化体験コンテンツについて、提案により、ターゲットとなる国・地域から、外国人インフルエンサー、メディア関係者、旅行会社関係者等を招請し、実際にコンテンツを体験してもらう機会を設けること。（２回以上の催行を提案すること。また、それぞれについて合理的な体験日数を確保すること。）

実施に当たっては、参加者による体験を通じて、以下の事項について検証・分析し、必要な改善・磨き上げを行うこと。また、参加者の SNS、Web、メディア等を活用した情報発信を行い、海外における認知度向上及び今治市への誘客につなげること。

- ① 文化的価値及びストーリー性
- ② 外国人旅行者にとっての分かりやすさ
- ③ 体験満足度
- ④ 価格に対する評価
- ⑤ 所要時間及び行程の適切性
- ⑥ ガイド等の対応
- ⑦ 販売可能性
- ⑧ 消費額
- ⑨ 再訪意向及び推奨意向
- ⑩ SNS、Web、メディア等による情報発信の内容及び反響
- ⑪ その他、商品化及び継続販売に必要な事項

（５）海外マーケティング及び情報発信

造成した文化体験コンテンツについて、ターゲット市場を明確にした上で、戦略的な海外マーケティング及び情報発信を行うこと。

SNS、Web サイト、動画、旅行メディア、インフルエンサー等を活用した情報発信に加え、海外旅行会社等への営業活動、商談会への参加等を行うなど、具体的な誘客及び販路形成につなげること。

また、(4)において招請した外国人インフルエンサー、メディア関係者、旅行会社関係者等による情報発信についても、その効果を最大限に高めるため、発信内容、発信時期、発信媒体等を企画・調整すること。

5 成果物

受託者は、本業務の成果として、以下の成果物を提出すること。

- (1) 文化体験コンテンツの企画・商品設計書
- (2) 各コンテンツの詳細行程表・タリフ
- (3) 販売価格及び料金体系
- (4) 多言語版商品紹介資料
- (5) 多言語 Web・予約販売用素材
- (6) ガイドマニュアル及び文化解説資料
- (7) 動画・写真等の情報発信用素材
- (8) 海外マーケティング及び販路開拓実施報告書
- (9) 海外ターゲット招請による体験・検証・情報発信実施報告書
- (10) 業務実施報告書
- (11) その他、今治文化観光創造プロジェクトチームが必要と認める資料

6 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、業務責任者を配置するとともに、企画造成、文化的知見、旅行商品造成、インバウンドマーケティング、多言語対応、情報発信等の必要な専門性を有する人員を適切に配置すること。

また、地域通訳案内士等の地域人材を積極的に活用すること。

7 留意事項

- (1) 関係法令、契約関係及び個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (2) 映画、写真、映像、音楽、キャラクター、ロゴその他第三者の著作物等を使用する場合は、必要な権利処理及び許諾取得を適切に行うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、今治文化観光創造プロジェクトチーム、今治市、関係団体及び地域事業者等と十分に協議・連携すること。
- (4) 既存の観光商品や他の事業との重複を避けるとともに、本業務によって新たに創出される価値が明確となるよう留意すること。

- (5) 本業務は、単なる観光地の紹介や周遊ルートの造成を目的とするものではなく、日本文化の本質を外国人旅行者に伝え、理解・体験・消費につなげる文化体験コンテンツの創出を目的とするものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施状況について今治文化観光創造プロジェクトチームと定期的に協議し、進捗状況を報告すること。
- (7) 本業務の実施に伴い受託者に収入が生じる場合は、当該収入及びこれに要する経費を明確に区分して整理し、当該収入により受託者に生じる利益については、利益排除の対象として取り扱い、委託料の精算時に調整するものとする。

8 業務分担

本業務における基本的な役割分担は、次のとおりとする。

今治文化観光創造プロジェクトチーム

- ・業務全体の統括及び進捗確認
- ・関係機関、関係団体等との調整
- ・必要な情報及び資料の提供
- ・事業実施に係る協議・助言
- ・成果物の確認・検査

受託者

- ・業務全体の企画・設計
- ・文化体験コンテンツの企画・造成
- ・商品設計及び販売環境の整備
- ・多言語対応
- ・海外ターゲット招請による体験・検証・情報発信の企画・実施
- ・マーケティング及び情報発信
- ・海外旅行会社等への販路開拓
- ・地域事業者等との連携調整
- ・成果物の作成
- ・業務全体の進捗管理
- ・その他、本業務の目的達成に必要な業務

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、今治文化観光創造プロジェクトチームと受託者が協議の上、決定するものとする